

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年8月1日（令和6年（行情）諮問第875号ないし同第877号）

答申日：令和8年4月8日（令和8年度（行情）諮問第17号ないし同第19号）

事件名：「航空安全情報」の一部開示決定に関する件
「航空安全情報」の一部開示決定に関する件
「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」を併せて「本件対象文書1」といい、「文書3」及び「文書4」を併せて「本件対象文書2」といい、「文書4」ないし「文書6」を併せて「本件対象文書3」といい、「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」を併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年10月30日付け防官文第9302号、令和2年4月17日付け同第6236号、令和元年12月23日付け同第12184号、令和2年7月1日付け同第9947号、同年2月19日付け同第2329号及び同年9月11日付け同第14483号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1に係るもの。諮問第875号）

（略）

(2) 審査請求書2（原処分1に係るもの。諮問第875号）

アないしエ （略）

(3) 審査請求書3（原処分2に係るもの。諮問第875号）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ (略)

(4) 審査請求書 4 (原処分 3 に係るもの。諮問第 8 7 6 号)
(略)

(5) 審査請求書 5 (原処分 3 に係るもの。諮問第 8 7 6 号)
アないしエ (略)

オ 上記 (3) オと同旨。

カ (略)

(6) 審査請求書 6 (原処分 4 に係るもの。諮問第 8 7 6 号)
アないしエ (略)

オ 上記 (3) オと同旨。

カ及びキ (略)

(7) 審査請求書 7 (原処分 5 に係るもの。諮問第 8 7 7 号)
(略)

(8) 審査請求書 8 (原処分 6 に係るもの。諮問第 8 7 7 号)
アないしエ (略)

オ 上記 (3) オと同旨。

カ及びキ (略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 及び原処分 2 について (諮問第 8 7 5 号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2019年7～8月号。」(以下「本件請求文書 1」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 1 に掲げる文書 1 及び文書 2 (本件対象文書 1) を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年 10 月 30 日付け防官文第 9 3 0 2 号により、本件対象文書 1 のうち、文書 1 の 1 枚目及び 2 枚目並びに文書 2 の 1 枚目及び 2 枚目について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 2 年 4 月 17 日付け同第 6 2 3 6 号により、本件対象文書 1 のうち、文書 1 (1 枚目及び 2 枚目を除く。)及び文書 2 (1 枚目及び 2 枚目を除く。)について、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 2) を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 2 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年8か月、約4年7か月及び約4年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし番号8のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしエ (略)

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ (略)

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3及び原処分4について(諮問第876号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2019年9～10月号。」(以下「本件請求文書2」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3及び文書4(本件対象文書2)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年12月23日付け防官文第12184号により、本件対象文書2のうち、文書3の1枚目及び2枚目並びに文書4の1枚目及び2枚目について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った後、令和2年7月1日付け同第9947号により、本件対象文書2のうち、文書3(1枚目及び2枚目を除く。)及び文書4(1枚目及び2枚目を除く。)について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3及び原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年7か月、約4年6か月及び約3年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号9ないし番号17のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしエ (略)

オ 上記1(3)オと同旨(ただし、「原処分2」とあるのは「原処分3及び原処分4」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。)

カ及びキ (略)

ク 上記1(3)キと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分3及び原処分4」と読み替える。)

3 原処分5及び原処分6について(諮問第877号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2019年10～12月号。」(以下「本件請求文書3」といい、本件請求文書1及び本件請求文書2と併せて「本件請求文書」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の3に掲げる文書4ないし文書6(本件対象文書3)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年2月19日付け防官文第2329号により、本件対象文書3のうち、文書4の1枚目及び2枚目、文書5の1枚目及び2枚目並びに文書6の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分5)を行った後、同年9月11日付け同第14483号により、文書4(1枚目及び2枚目を除く。)、文書5(1枚目及び2枚目を除く。)及び文書6(1枚目及び2枚目を除く。)について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分6)を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5及び原処分6に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約

4年5か月及び約3年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分6において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号14ないし番号27のとおりであり、本件対象文書3のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしエ (略)

オ 上記1(3)オと同旨(ただし、「原処分2」とあるのは「原処分6」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書3」と読み替える。)

カ及びキ (略)

ク 上記1(3)キと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分5及び原処分6」と読み替える。)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月1日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第875号ないし同第877号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年9月9日 審議(同上)
- ④ 令和8年4月2日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議(同上)

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

なお、令和6年(行情)諮問第875号及び同第877号において、諮問庁は全部開示した原処分1及び原処分5に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊員及び民間人等の写真の顔部分について

別表の番号2、番号5、番号10、番号14、番号18及び番号24に掲げる不開示部分には、自衛隊員、隊員家族及び民間人等の写真の顔部分が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人等についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 隊員の情報について

別表の番号3、番号6、番号11、番号15、番号19及び番号25に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の入隊時期、着任時期、在任期間等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報について

別表の番号4、番号8、番号12、番号16、番号20及び番号26に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつ

き相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 自衛隊の現有装備品等に関する情報について

別表の番号1、番号7、番号9、番号13、番号17、番号21及び番号27に掲げる不開示部分には、自衛隊の現有装備品及び試験器材の機能、性能等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号9については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の編成等に関する情報について

別表の番号22に掲げる不開示部分には、自衛隊の編成、定員、現員、装備等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 他国に関する情報について

別表の番号23に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書

- 1 本件対象文書1（令和6年（行情）諮問第875号）
文書1 航空安全情報 令和元年7月号 No.554
文書2 航空安全情報 令和元年8月号 No.555

- 2 本件対象文書2（令和6年（行情）諮問第876号）
文書3 航空安全情報 令和元年9月号 No.556
文書4 航空安全情報 平成元年10月号 No.557

- 3 本件対象文書3（令和6年（行情）諮問第877号）
文書4 航空安全情報 令和元年10月号 No.557
文書5 航空安全情報 令和元年11月号 No.558
文書6 航空安全情報 令和元年12月号 No.559

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 ページ、11 ページ、18 ページの一部、36 ページ本文4行目及び5行目、53 ページ中段写真の中央部分並びに下段の写真の一部及び66 ページないし71 ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	2 ページ、5 ページ、15 ページ及び16 ページの写真の顔部分、20 ページの「クルーブリーフイング」の写真の顔部分、53 ページ上段写真並びに中段写真の左側の顔部分、58 ページないし65 ページの写真の顔部分、74 ページ及び75 ページの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3	文書 1	9 ページ、17 ページの「1 はじめに」の本文の一部、27 ページ、30 ページ、31 ページ、37 ページ、45 ページ、48 ページ、51 ページ及び54 ページの本文のそれぞれ一部	
4	文書 1	10 ページの一部、17 ページの「2 第5飛行	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公

		隊を取り巻く環境」の本文の一部、18ページの「全体ブリーフィング」の写真部分、29ページ、34ページ及び35ページの本文のそれぞれ一部並びに36ページ本文の1行目部分	にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書2	4ページ、54ページないし57ページ、66ページ、67ページ及び72枚目の写真の頻部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6	文書2	17ページ、23ページ、26ページ、29ページ、32ページ、40ページ、55ページ及び57ページの本文のそれぞれ一部	
7	文書2	11ページ左上の「UH-1航空機運用限界点検表」の一部、12ページの本文の一部及び43ページの「東京SRRの範囲」の一部	自衛隊の現有装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	文書2	11ページの「(3) 高標高訓練経験の管理」の一部、48ページの「6航空機用救命無線機の救難信号誤発射時の対応」	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に

		の表の一部、50ページ及び58ページの本文のそれぞれ一部	支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書3	2枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の試験器材の機能、性能に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
10	文書3	5ページ、40ページ、48ページないし53ページ、66ページ及び67ページの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するこめ不開示とした。
11	文書3	5ページ、6ページ、8ページ、15ページ、16ページ、23ページ、26ページ、29ページ、38ページ、41ページ及び44ページの本文のそれぞれ一部	
12	文書3	13ページ、14ページ、48ページ及び55	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公

		ページのそれぞれ一部 (48ページの写真の顔部分を除く。)	にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
13	文書3	24ページ及び27ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能、性能、構造及び材質に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
14	文書4	18ページの右上及び右下の写真の顔部分並びに54ページ、55ページ、64ページ及び65ページの写真の顔部分 (識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
15	文書4	2ページ、9ページ、17ページ、23ページ 「1 はじめに」の本文の一部及び26ページ 「3 航空通信整備特技を取得して」の本文の一部並びに35ページ、37ページ、54ページ及び55ページの本文のそれぞれ一部	
16	文書4	18ページの左上写真の	自衛隊の運用及び教育訓練に

		<p>全て並びに23ページの「2 通信班の構成」の本文の一部</p>	<p>関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
17	文書4	<p>26ページの「4 管制気象隊に配置されて」の本文の一部、27ページ、47ページ、57ページ及び58ページのそれぞれ一部</p>	<p>自衛隊の現有装備品の機能、性能、構造及び材質に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
18	文書5	<p>5ページ、12ページ、16ページ、17ページ、20ページ、24ページ、29ページ、56ページないし64ページ、73ページ及び裏表紙の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）</p>	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
19	文書5	<p>12ページ、15ページ、18ページ、21ページ、36ページ、51ページ及び60ページの本文のそれぞれ一部</p>	
20	文書5	<p>19ページ、22ページの「3 統合火力誘導における射撃要求及び火力</p>	<p>自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の</p>

		発揮の流れ」、23ページ、25ページ、26ページ及び65ページないし67ページのそれぞれ一部	能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
21	文書5	2ページ及び37ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能、性能、構造及び材質に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
22	文書5	24ページの一部（写真の顔部分を除く。）	自衛隊の編成、定員、現員、装備等に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
23	文書5	22ページの「2 有事における安全管理とは」の一部	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
24	文書6	5ページ、18ページ、41ページ、50ページないし53ページ及び65ページの写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはで

		(識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)	きないが、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
25	文書6	5ページ、22ページ、25ページの「1 はじめに」、27ページの「1 はじめに」、33ページ、38ページの「1 はじめに」、42ページ、46ページ及び50ページないし53ページの本文のそれぞれ一部	
26	文書6	12ページの一部、13ページの「3 飛行段階(1)」の一部、同ページの「3 飛行段階(2)」の項目名の全て及び本文の1行目の一部、同ページの「3 飛行段階(3)」の一部、14ページの一部、20ページの一部、25ページの「2 部隊の現状」及び「3 危険の存在」の本文のそれぞれ一部、27ページの「2 現況」の本文の一部、38ページの「3 航空隊指揮所へのレーダ画像配信の意義」の本文の1行目の全て及び2行目の一部並びに40ページの「6 教訓事項」の本文の8行目ないし11行目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
27	文書6	13ページの「3 飛行	自衛隊の現有装備品の機能、

	<p>段階（２）」の本文の５行目及び６行目のそれぞれ一部、１６ページの一部、３８ページの「３航空隊指揮所へのレーダ画像配信の意義」の本文の３行目ないし５行目の一部、３９ページの一部並びに４０ページの「５問題点」の本文の１行目の全て及び「６ 教訓事項」の本文の２行目ないし７行目の一部</p>	<p>性能、構造及び材質に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした</p>
--	---	---

注) 当審査会事務局において番号１２及び番号２２に「（写真の顔部分を除く。）」を注記した。